

標題

甲板上にコンテナを積載する船舶の固縛安全実施基準に関する各旗国の対応について
(CSS Code Annex14)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1041
発行日 2015 年 8 月 3 日

各位

先の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0995(2014 年 8 月 1 日付)にて、コンテナ船に対する CSS Code Annex14 適用に関しまして、同規則を強制適用する旨の UK 主管庁及びリベリア主管庁指示をお知らせしておりました。この度、リベリア主管庁よりリベリア籍のコンテナ船に対する CSS Code の適用について、別途指示が御座いましたので、修正箇所について以下の通りお知らせ致します。

なお、本テクニカル・インフォメーション発行により、2014 年 8 月 1 日付発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0995 を絶版と致します。

リベリア主管庁指示

[旧] CSS Code Annex 14 を強制適用とする。

[新] リベリア籍のコンテナ船に対して MSC/Circ.664、MSC/Circ.691、MSC/Circ.740、MSC/Circ.812、MSC/Circ.1026 及び MSC.1/Circ.1352 (MSC.1/Circ.1352/Rev.1 を含む) により改正された Resolution A.714(17) Code of Safe Practice for Cargo Stowage and Securing (CSS Code)の適用を推奨する。

また、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0995 にてお知らせしている UK 主管庁指示に関しましては、以下の通り変更はございません。

UK 主管庁指示

- MSC.1/Circ.1352 (CSS Code Annex 14)を強制適用とし、UK 籍のみならず、UK に寄港する非 UK 籍にも適用を要求する。
- 適用については、以下のとおり。
 - ・ 2015 年 1 月 1 日以降起工するコンテナ船は、Annex 14 を適用する。
 - ・ 2015 年 1 月 1 日より前に起工した現存コンテナ船は、Annex 14 の Section 4.4、7.1、7.3 及び 8 を適用する。
 - ・ 現存コンテナ船は、主管庁の判断のもと、Annex 14 の Section 6 及び 7.2 について実行可能な範囲で適用する。(Section 6 の適用範囲に関しましては、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-1026 を参照願います。)

追加で上記旗国以外から指示が御座いましたら受領次第、別途 ClassNK テクニカル・インフォメーションでお知らせ致します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[旗国主管庁指示に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

[技術的内容に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2017 / 2018

Fax: 03-5226-2019

E-mail: hld@classnk.or.jp